

生物多様性モデル事業補助金（NPO）募集要項

1. 趣旨

県では、NPOによる生物多様性の保全・再生、持続可能な利用等に関する先導的な取り組みを支援します。

2. 補助の内容

（1）補助の対象となる団体

特定非営利活動法人、又は社会貢献活動を行っている非営利の任意団体であり、次の要件を満たす団体とします。（法人格の有無は問いません。）

- ①活動の区域を千葉県内に置く団体であること。
- ②定款、寄附行為又は規約等を有し、団体として意思を決定し、執行及び代表することのできる権能、並びに団体として独立した経理機能を確立していること。

※ただし、次の活動を目的とする団体は除きます。

- ①宗教活動、政治活動、選挙活動。
- ②特定の公職者（候補者）、又は政党を推薦、支持、反対をする活動。
- ③暴力団若しくは暴力団員の統率下にある活動。

（2）補助対象となる事業

生物多様性の保全・再生、持続可能な利用等に関して先導的で、かつ他の同様のNPO活動の参考となる事業とします。

ただし、補助金の交付について1団体1交付とします。したがって、1団体が複数の事業に取り組む場合であっても、複数の応募はできません。

（対象となる事業の例）

- ・ 身近な自然の調査
- ・ 自然観察会
- ・ 里山整備支援
- ・ 希少種の保全活動
- ・ 地域の自然環境の保全活動

（3）補助額

事業に要する経費のうち、補助対象となる経費を1団体あたり40万円まで補助します。

なお、事業に要する経費のうち、補助対象となる経費が40万円未満の団体については、40万円未満の補助対象経費相当額を補助します。

※補助予定団体数：15団体程度。

（4）補助対象となる経費

補助金の交付を受けようとする事業の実施に直接要する次に挙げた経費とします。

補助対象経費となる項目		説明
事業に直接要する経費のうち	消耗品費	概ね単価が2万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
	※備品購入費（ただし汎用性のある備品を除く）	概ね単価が2万円以上で反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
	図書費	主に補助対象事業に資する資料や図書等の購入に要する経費をいう。
	原材料費	自然環境の保全等のために必要となる資材等の購入に要する経費をいう
	通信運搬費（ただし郵便料及び送料に限る）	資料や広報チラシ等の送付に要する経費をいう。
	保険料	地域活動に参加するボランティアのための保険に要する経費をいう。
	講師、アドバイザーへの謝金・旅費	補助事業として行う調査や自然観察会の講師、事業企画のためのアドバイザーに支払う、謝金及び旅費をいう。
	印刷製本費	配布資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
会場使用料	会議、作業等の際に用いる会場の借り上げに要する経費をいい、用途目的、単価等が分かる資料を添付すること。ただし、会議における食事、弁当、茶菓子等の提供に供する経費（食糧費）は除くものとする。	

※汎用性のある備品とは、パソコンやカメラ、書架など、生物多様性の保全、再生、持続的な利用に向けた活動以外でも、活用することのできる備品をいいます。

3. モデル事業の流れ

説明会	6月1日（火） 18:00 ～19:00	募集の概要等について説明します。
応募期間	6月7日（月）～6月18日（金）	郵送又は持参してください。（期間内必着）
審査	7月上旬	補助金交付団体の選考を選考委員会に諮問します。県では、選考委員会の答申を踏まえて、事業の採択をします。 なお、応募団体が多数の場合は、選考委員会の諮問前に書類による選考を予定しています。
交付申請	7月中	採択団体は補助金交付申請を提出します。
事業実施	8月1日～1月31日	期間内に補助対象事業の完了をお願いします。
補助金支出	補助金の支出は実績報告書提出後となります。	

4. 応募について

(1) 応募期間

平成22年6月7日（月）～6月18日（金）

（郵送の場合は、期間内必着とします。持参の場合は、最終日午後5時必着とします。）

(2) 提出書類

応募書を作成の上、正副2部提出して下さい。

なお、応募書は返却しませんので、必要に応じてコピーをとるなどしてください。

※様式等は、ホームページからダウンロードすることも可能です。

アドレスはこちら→<http://www.bdcchiba.jp/model/index.html>

(3) 応募方法

封筒に「応募書類在中」と明記の上で郵送か、持参により下記あてに提出して下さい。

（ファクス、E-mailによる応募不可）

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部自然保護課生物多様性戦略推進室

5. 審査

事業を選考するに当たっては、次の基準により審査して選考します。

なお、行政職員、生物多様性に関する専門家などで構成する「生物多様性モデル事業補助金選考委員会」が下記審査基準を踏まえて総合的に選考します。

また、事業採択にあたり、条件が附されることもあります。

審 査 基 準	
ア. 事業の目的	・・・地域の課題を的確に把握した上で、解決を目指す事業であること。
イ. 事業の内容	・・・計画に確実性があり、円滑な実施が見込まれるとともに、事業の実現可能性が高いこと。
ウ. 事業の波及効果	・・・他の活動主体が模倣するような先導性を有する事業であるとともに、取り組みの継続性が期待できること。
エ. 組織・実施体制	・・・事業を実施できる組織・実施体制を有していること。
オ. 補助経費の適正さ	・・・予算計上している補助経費の内容が事業の実施に直接必要な最小限の経費であるとともに、金額が適正であること。

※要件審査は自然保護課で行います。

6. 補助金交付手続

(1) 補助金の交付決定

選考委員会による審査の後、補助対象となった団体へは交付決定通知を送付いたします。事業の開始は、交付決定があった後となります。そのため、交付決定後の契約に基づく支出が、補助対象となります。

(2) 補助金の支払い

補助金は原則として、交付決定団体が事業の実績を知事に報告して、知事が事業の完了を認めた後に交付します。

交付額は、補助事業完了後に団体から提出された実績報告書を受け、県がその内容を確認した後、精算（補助金として適正に使用された金額を確定する作業）を行い、適正と認められた金額とします。

なお、事業開始後、1度に限り補助金の一部を概算払できる場合があります。

また、補助金は銀行振込により交付します。

7. 実績報告について

事業が完了してから20日以内、若しくは平成23年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

8. 広報・啓発活動

採択された事業は、他の地域活動の参考として県のホームページなどで紹介いたします。また、本補助金の趣旨から、補助対象団体に事業の成果等について発表等をお願いする場合がございますので、活動の撮影・記録等を必ずしておくようお願いします。

9. 留意事項

(1) 交付団体は、補助事業で取得した備品等の財産は、知事の承認を受けないで目的外利用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

(2) 県職員が補助事業の遂行状況や経理処理について、現地で検査をする場合があります。

(3) 本事業の「公正性」「透明性」を確保するために、選考結果等について県ホームページなどにより公表します。

また、提出された応募書類は、原則として情報公開の対象となりますので、ご承知下さい。

10. 説明会

本事業の募集概要について説明を下記により実施します。

日時：平成22年6月1日（火） 18：00～19：00

場所：本庁舎 1階 多目的ホール

参加を希望される方は、説明会前日までに下記問い合わせ先までFAX又はEmailでお知らせ下さい。

11. お問い合わせ先

千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性戦略推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2957 FAX：043-225-1630

Email: hogo10@mz.pref.chiba.lg.jp